

特集 日本型民営刑務所と日本型行刑の課題

日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望

キーワード：受刑者処遇，日本型行刑，担当制，行刑改革，ソーシャル・インクルージョン

本庄 武 一橋大学大学院法学研究科准教授

はじめに

日本の受刑者処遇は、欧米諸国において社会復帰行刑への懷疑が強まった時代以降も一貫して社会復帰理念を維持してきたという大きな特徴を有している。しかもそれが、1908年に制定され2006年まで通用していた監獄法において、受刑者を拘禁する目的や受刑者処遇の原則に関する規定が欠如していた状態で成し遂げられたというのであるから、驚異的ですらある。この度、新法¹で、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」(30条)と規定されたことにより、日本の社会復帰行刑は法律上の基盤を得てますます盤石になったと思える。

しかしながら、処遇とは極めて多義的な概念であり、この概念の下で具体的に意味されているものを特定しなければ、日本における社会復帰処遇の特質を明らかにすることはできない。日本における処遇概念は日本型行刑と呼ばれる独特の行刑の運営方法と密接不可分にあるため、本論文では、まず日本型行刑の名の下でいかなる処遇概念が指定されていたのかを確認することから始め、次いでそれが近年の行刑改革においてどのように変化したのかを概観した後に、今後を展望することとする。

1 日本型行刑の下での受刑者処遇

(1) 日本型行刑とは何か

日本型行刑とは、諸外国の行刑との対比における日本の行刑の特色を示すために実務家により用いられてきた言葉である。日本の行刑が戦後における被収容者数の激増と刑務所運営の混乱の時期を脱し、被収容者数が減少してきた1960年代後半から自覚的に論じられるようになった。

長谷川永は、日本の刑務所において、分厚くて高い石壁のここそこに監視塔を築き、そこから機関銃が絶えず収容者をねらっているというような厳重な物的戒護設備を有しないにもかかわらず、「なぜ監獄暴動が起らないか」を問い、その理由として、①日常的に親しく収容者と接している第一線の保安職員が処遇の中心を担っていること、②刑務作業を中心とした処遇体制が堅持されていること、③行刑が全国的な単一組織であるため、問題収容者の分散収容が容易であること、④情願²や行政訴訟といった収容者による不服申立が比較的少ないことに見られるように、権威に対する絶対的な尊敬と服従を重んじる国民性があること、⑤日本人には、物事を徹底的には争わず、適当に妥協してしまう傾向があることを挙げている³。同様の問いをした来栖宗孝は、⑥施設長を頂点とした権限集中型の行

政組織となっていること、⑦収容数が減少し刑期が短いこと、⑧外国人被収容者が少ないこと、⑨分類が徹底し等質集団が構成されていること、⑩職員研修が充実しており、職員の勤続年数が長いこと、⑪処遇改善が生活環境の向上や被収容者への親切、ヒューマニティ、熱意、誠意を強調したものを中心としており、治療技法の実施に重点がないことで処遇の揺れが少ないこと、⑫裁判所が行刑当局の措置・処分を是認する判断をすることが多く、施設の現実を無視した判断をしないこと、⑬仮釈放制度が安定的に運用され、不信と不満がないことを付け加えている⁴。

このうち①は、「(工場) 担当制」と呼ばれる体制のことを指している。工場担当⁵に任命された刑務官は、刑務作業を行う工場単位で編成されたユニット⁶に固定的に配置され、起床時間から夕方の閉房点検終了まで、わずかな休憩時間を除き、受け持ち受刑者と生活を共にし、作業の監督はもとより、受刑者間の人間関係の調整から家族への手紙の発信の相談に至るまでの日常生活の面倒をみる⁷。受刑者から「おやじ」と呼ばれる工場担当は、家父長的存在として、受刑者との間に身分を超えた強い情緒的信頼関係を構築する。受刑者も「おやじ」が恥をかくような反則は慎み、仲間にもさせないように圧力をかけることで、所内秩序は平穏に保たれるし、たった一人の刑務官が武器を携帯することもなく大勢の受刑者を管理することが可能になる、というのである⁸。

この担当制は、②受刑者が日中の活動時間の大部分において刑務作業に従事していることを前提として成り立っており、そのため、⑪処遇とは、作業の実施そのものあるいは担当と情的関係を結ぶ中での感化が中心となるという関係にある。⑨は日本型行刑を有効に機能させるという観点から、その有り様が規定されたものといえる。他方で、③は日本だけの特徴ではなからう。また④、⑤、⑦、⑧、⑩、

⑬は時代状況に依存する要素であり、後述のように普遍的な特徴ではない。⑫は日本型行刑を成立させる前提条件として重要ではあるが、付随的な要素であろう。こうしてみると、日本型行刑の核心は担当制にあるといえる。

(2) 担当制と規律秩序の維持

上記の分析の説明力には限界があると考えられる。担当制の下での情緒的信頼関係だけでは、一人の丸腰刑務官による大勢の受刑者の管理を説明し尽くすことはできないであろう。すべての受刑者が担当との間に情緒的信頼関係を形成できるわけではないからである。担当制が機能する前提には、日本の行刑が懲罰による威嚇を背景として、細かな生活規則を定めるとともに、職員の指示に従うことを受刑者に求めていることがあったと思われる。

例えば、慰問演芸を見ている際に両手を頭の上まであげて拍手をしたことや、上半身裸体で寝ていたことに懲罰が科された例があるし、工場で許可なく離席すること、作業中に脇見をすること、他の者と交談することも遵守事項違反として、場合によっては懲罰を科せられる⁹。また居室内では指定された場所に座らなければならず、壁によりかかったり、立って歩き回することは許されず、移動の際は「オイチニ、オイチニ」と声を張り上げ、手先を肩の高さまで振り上げながらの軍隊式の集団歩行を強制され、作業場から出るときには全裸検査、ときに体腔検査が課される¹⁰、というように日常生活は詳細かつ厳格に規制されていた。これらに従わないときは、遵守事項違反として懲罰が課される可能性があった。このように広範に自由制約を課す理由としては、力の弱い被収容者を守るためということも挙げられているが¹¹、それと同時に、担当による情けを媒介にした処遇を機能させ、少人数の刑務官で大人数の受刑者を平穏に管理するという効率的な規律維持体制を維持するためという側面が存在し

ていたことを見逃してはならない¹²。

さらに、受刑者と担当との間で信頼関係を維持・構築するためには、受刑者に悪影響を与えると判断された者との外部交通を遮断するとともに、受刑者の心情を的確に把握しておく必要がある。そのため、面会及び信書の発受は原則として受刑者と親族との間でだけ許され、親族以外との間では特に必要がある場合にだけ許可された(旧監獄法45条2項、46条2項)。また面会の際は刑務官が立ち会って、面会者との会話の内容を聴取し(旧監獄法施行規則127条1項)、また信書の発受に際してはすべて内容を検査することが行われてきた(同130条1項)。こうした厳格な制限は、施設の管理運営や施設内の規律秩序維持の必要性の観点からだけでは説明がつかないであろう。受刑者の心情を的確に把握して、担当の行う処遇に活かすことが意図されていたといえる¹³。外部交通の内容把握には相当の人的資源が割かれるが、それが長年維持されてきたことは、受刑者処遇の重点が精神的な感化に置かれてきたことを示すものであろう。この場面でも、担当制を有効に機能させるために、受刑者の外部とのコミュニケーションの自由を制限することが行われてきたことが分かる。

土井政和は、担当制は、被収容者の権利や自由を剥奪制限し、全生活を担当に依存させることを前提とした家父長的支配服従関係の中で、疑似的信頼関係に基づいた「面倒見」を行うことによる管理処遇体制だと評価し、被収容者の権利保障が拡大すればその前提そのものが崩壊していかざるを得ないと指摘していた¹⁴。厳格な規律秩序の維持や広範な自由の制約は、担当制が機能するための前提条件であった。

(3) 日本型行刑の下での科学的・専門的処遇

ところで処遇という言葉で典型的に念頭に置かれるのは、個別の受刑者の問題性を特定し、それに

対して科学的・専門的な方法を駆使して働きかけることにより、受刑者を再社会化するということであろう。それでは、日本型行刑の下でこの意味での処遇はどう位置づけられていたのであろうか。結論から言えば、ほとんど行われてこなかったといえる。

このことを示すのは、第一に行刑組織の有り様である。刑務所職員の90%弱は、法制上、戒護権(実力行使の権限)を有する刑務官であり、作業技官・教官・心理技官といった専門職員は10%にも満たない。刑務官の大部分(職員数全体の60%前後)は、施設の保安・警備、被収容者の戒護、処遇及び作業の実施を担当する保安課に配置される。作業技官等の専門職員は、保安課以外に配属され、作業の企画や職業教育・教科教育・分類等を担当している¹⁵。刑務官には、専門的知識や技能を必要とする業務は委ねられていない。その刑務官が、処遇の中心である刑務作業の実施を担っているのである。このことは、1993年の組織再編において、「盤石の保安警備体制を基礎として、その上に従来以上の一層効果的な矯正処遇の実現をめざそう」との趣旨で、保安課が処遇部門と名称を改めた¹⁶ことでより明確になったといえる。

次に処遇の両輪をなしているとされたのが累進処遇と分類処遇である。しかし、累進処遇は、一律に最下級から出発させ、同じ進級の者は一律に処遇しようとするもので、むしろ個別的処遇の理念に反するものであった。他方、分類処遇の方は、性別・国籍・年齢・刑期などによるいわば管理運営上の便宜に基づくものと犯罪傾向が進んでいるかどうか(実質的には、初めて入所する者と、入所歴がある者及び暴力団関係者を分ける基準)という警備の合理化の観点に基づくものからなる収容分類が、いかなる処遇が必要かという観点からの処遇分類に優先されていた。しかも処遇分類として、生活指導を必要とする者というG級に分類される者が大部分を占め、それらの者には結局のところ刑務

作業以外の特段の処遇プログラムは用意されていないという状況にあった¹⁷。また刑務作業として職業訓練が行われる場合もあるが、これは全就業者の数%にとどまるものであった。

このような体制が工場担当を担い手とする刑務作業中心の処遇を裏から支えてきたといえる。

科学的・専門的処遇に一番近い概念としては、生活指導があった。これは、個々の受刑者の問題性に応じて心理療法などの個別的働きかけを行うことを含んでいる¹⁸。しかしながら、生活指導という名称が示すように、その中心は規律正しい日常生活を送らせ、その中で助言・相談を行うことに置かれていた¹⁹。生活指導の主たる担い手が工場担当であった。

1980年代からは薬物依存者などを対象とする個別的働きかけを充実させたものとして、処遇類型別指導と呼ばれるカリキュラムを組んだ指導が行われるようになった²⁰。しかし対象者が少なく、また刑務作業が義務であることとの関係上、原則として日中の作業時間以外に行わざるを得ず、その内容も本格的とはいえないものであった。

日本型行刑の下では保安と処遇が一体化しており、科学的・専門的処遇はあくまでも脇役に過ぎなかった。

(4) 日本型行刑に対する評価

担当制についての評価は分かれている。大芝靖郎は、収容者に対する不信と猜疑から出発する監視統制の任務と、収容者の合規範的行動意志および自己変革能力への信頼ないし期待に立脚することを必須の条件とする個々の特性に応じてその向上意欲を引き出す教化指導の役割は、相反する異質の態度及び能力を要求するものであり、これを担当一個人に同時に期待することは不可能を強いるものだとして評価する。そして、この不可能を可能にしているのが、面倒をみてやる代わりに担当への

忠誠、協力を期待するという日本的な恩情と義理の関係であるが、流動的な心情的交流の上に担当による相当広汎な裁量が行われるためにそのコントロールが困難であり、担当の主観的感情的管理に陥る危険性、処遇に不統一不公平が生ずる危険性、各担当ごとの収容者の取扱いに格差をもたらす可能性があると指摘する。さらに保安的要請が基調をなす限り、収容者に対する教化指導も、積極的な心情理解、助言、人格発展への強い指導鞭撻よりも、むしろ望ましからぬ事態発生を防止するため有効だから行われるということに終わってしまう、とも指摘する²¹。

ここから大芝は、収容者に多くの生活場面を与え、多くのグループ所属を認めることを主張する。多様な所属集団ごとに、複数職員による収容者の評価を行うことで、より周密より積極的な観察および指導を可能とし、収容者の依存的服従ではなく、自立的主体的努力を促進すべきであると主張する²²。

それに対して、赤塚康は、工場担当制度は組織の効率としてのきめの細かさよりも、被収容者の人間的要求を汲み上げる形で結果としてきめの細かな処遇に貢献している、と高く評価する。そして、工場担当の好ましくない恣意、専横を抑制するために担当の権限を縮小する必要を認めつつ、工場担当が受け持ち受刑者に対して家父長的気配りができる余地が確保される必要があるという。系統的な矯正処遇プログラムを工場担当に期待すべきでなく、専門性よりは受刑者と言葉や感情を共有でき、人間的な抱擁力のある暖かみと根気のある職員が工場担当にふさわしいとする²³。

ここで注目すべきなのは、担当制を肯定的に評価する赤塚も、受刑者は、網の目のような細かい生活規則によって管理されており、受け身で、依存的で、従属的であるように期待されており、いわゆる模範囚はそうした生活に順応できた受刑者である、と述べていることであり²⁴、担当制の基本的な

特質についての評価には相違がないという点である。赤塚のいうきめの細かな処遇が意味するものは、大芝の警告する保安事故発生防止のための処遇になりかねない状態との間で、それほど径庭があるものとは思われない。

受刑者は、自由と外部交通を広範に制限されたいわば滅菌状態で、従属的な生活に慣らされることになる。このような状態の受刑者が、出所後に、誘惑の多い環境に置かれた時、犯罪者であるとのラベリングを克服して、自律して生活していくのは至難の業であろう。この点で、日本において真に受刑者の社会復帰に向けた処遇が行われていたとは言い難い。

以上のように見てくると、日本型行刑の下での処遇とは、受刑者の自由の広範な制約と厳格な規律の中で、工場担当との間で信頼関係を構築し、精神的感化を図ることで犯罪を犯したことへの内省を深めることを期待するという非科学的・非専門的な処遇を行うことを意味していたといえる。日本では欧米で吹き荒れた社会復帰行刑に対する懐疑論の影響を受けず、一貫して社会復帰理念を維持し、処遇を行ってきたと言われるが、影響を免れ得たのは、日本ではそもそも欧米流の社会復帰処遇がほとんど行われてこなかったからではないかと思われる。

2 行刑改革と日本型行刑の変容

(1) 日本型行刑への障害

日本型行刑の維持については、かなり以前から多くの難点が指摘されていた。第一に、職員の世代交代の問題であり、工場担当の担い手である経験の豊富なベテラン職員の不足が懸念された。第二に、職員の労働条件改善のための勤務時間短縮及び完全週休2日制導入の問題である。これは工場担当と受刑者が共に過ごす時間を短くさせ、相

互の信頼関係が薄くなることが懸念された。第三に、外国人被収容者の増加であり、厳しい規律に従順に従う日本人受刑者を想定していた担当行刑を維持することに支障が予想された。第四に、処遇の多様化の要請が進めば、処遇の担い手は専門的知識と技術を有する職員となり、作業中心の担当行刑が維持できないことが懸念された。第五に、受刑者の権利意識の高揚や権利義務関係の明確化の要請であり、処遇における曖昧さを利用して行われていた担当による働きかけが難しくなることが懸念された。第六に、不況のため有用な刑務作業が少なくなり、単純作業が増加したことであり、刑務作業を通じて技術を習得させたり仕事にやりがいを感じさせたりするという処遇の機能が薄れ、無為に過ごさせないことによる秩序維持の側面が強まることになった。第七に、決定的であったのが、1990年代後半から受刑者数が増加し刑務所が過剰収容状態になったことである。工場内や居室内が過密になったことで受刑者の収容環境に対する不満が高まり、不服申立てが激増した。また一人の工場担当が受け持つ受刑者の数も増加して、目が行き届かない状況になった。自殺や被収容者殺傷など保安事故や、作業拒否や被収容者に対する暴行などにより懲罰を受けた受刑者の数も増加した²⁵²⁶。

日本型行刑は転機を迎えていたのである。

(2) 名古屋刑務所事件と法務省調査検討委員会

そのような背景の下で、名古屋刑務所において2001年から2002年にかけて、刑務官による暴行により受刑者が死傷するという事件が3件発生した。第一事件は、2001年12月に、受刑者が保護房に収容され革手錠を装着された後に急死したというものであり、死亡前日に保護房内で全裸にさせられ、肛門部に至近距離から消防用ホースによる高圧放水を受け、肛門裂傷の大けがを行ったことが死亡につながったとされる。第二事件は、2002

年5月に、受刑者が保護房収容中に革手錠で腹部などを強く締め上げられ内蔵の損傷などで急死したとされる事件である。第三事件は、2002年9月に、弁護士会に懲罰対象行為をしていないのに懲罰を科されたとして人権救済を申し立てていた受刑者が、保護房収容中に革手錠で腹部を強く締め上げられ、腹部内出血の大けがをしたというもので、いったん締め上げた後、きついサイズの革手錠で再度締め直していたとされる。

これらの事件は国会でも大きく取り上げられ、刑務所内部での受刑者の扱いが非人道的であると強く批判された²⁷。

法務省も内部で事件を検討するための調査委員会を立ち上げた。委員会は、施設内の秩序を維持するためには、制圧の必要がないのに、あるいは限度を超えた、懲罰的暴力を加えるのもやむを得ないというような人権意識の欠落があったことに大きな原因があったのは明らかであるとした。さらに、人権意識の希薄さは、さかのぼれば、行刑施設における処遇が職員と被収容者の間の家父長的ともいべき信頼関係に基づいて行われ、職員と被収容者との関係を規律する規範が何ら存しない点に根本的な要因があるというべきであると指摘した。担当制が有効に機能するためには、担当と被収容者の集団との間に共同体的意識が成立することが前提であるため、共同体の和を乱すような被収容者は、担当又は現場責任者から、集中的に過度の統制を受けることとなる危険性があり、加えて、担当する被収容者の数が増加すると、親身に世話をすることができず、統制面だけが強調される結果となる、と分析されたのである²⁸。

(3) 行刑改革会議提言

調査検討委員会の中間報告が出るのと同時に、法務省は、行刑運営を根本的に見直すために、民間有識者からなる「行刑改革会議」を立ち上げた。

同会議は、2003年12月に「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」をとりまとめた。提言は、受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生及び社会復帰を図る、刑務官の過重な負担を軽減する、国民に開かれた行刑を実現するという三つの観点から行刑運営全般の見直しを求めた。担当制については、今後は、担当制の基本的な形は維持し、その利点は生かしつつも、権限と責任が担当職員個人に過度に集中しないよう、行刑施設に勤務する心理技官や民間のボランティア等を積極的に処遇に関与させ、担当職員をサポートさせたり、原則として担当職員を複数配置するなどの組織的対応を採ることを検討すべきと提言し、併せて、刑務作業時間を短縮し、教育等の充実を図ることや専門的知識・技能等を有する職員や民間人の活用を積極的に図る必要があると述べた。

担当制の位置づけに関して、調査検討委員会の分析と行刑改革会議提言の間には温度差がある。提言は、収容環境がさほど厳しいものでない場合には、担当制の有する機能が有効に働くことが多く、刑務官に責任感と使命感を持たせる上でも、これを維持する意義が大いに認められるが、過剰収容下の現状において、処遇困難な受刑者を含む集団に対して従来のままの担当制を維持することは、刑務官の負担という点にかんがみても無理がある、という認識を示している。ここには、調査検討委員会が示していた、担当制は人権意識の希薄さの要因という視点はない。従順でない受刑者に対して工場担当が過度の統制を行う可能性がある、という問題は過剰収容か否かにかかわらず存在しているはずであるため、提言の趣旨は不明確なものとなっている²⁹。

しかし同時に提言は、所内規則は、受刑者の人間としての尊厳を傷つけたり、社会通念に照らして著しく合理性を欠くようなものであってはならないとも指摘する。過度に厳格な規則には、受刑者に自

律的に行動する意欲を失わせたり、刑務官に対する不信感を抱かせる結果を招き、ひいては改善更生や円滑な社会復帰を阻害してしまったり、あるいは刑務官の受刑者に対する一方的な支配状態を招きかねないという弊害があるという。そして、具体的に軍隊式的行進や、居室内における正座の強制、刑務作業中の一瞬の脇見まで規則違反とすることを見直すべきであり、出還房時の裸体検診についても受刑者の品位を傷つけるような運用となっていないかという観点から検討すべきと指摘していた。

人間の尊厳を尊重するという趣旨に従って、行刑施設では実際に規律の緩和が行われている³⁰。例えば、代表的な累犯刑務所である府中刑務所では、裸体検診をやめパンツをはかせたまま検診を行い、行進時における受刑者自身の歩調復唱を取りやめ、懲罰執行中の正座をさせる時間を廃止するといった改革を行った。また刑務作業短縮という提言に従って、月2回の休業日を設けて、教育的処遇を行う日としている³¹。この作業時間短縮による教育的処遇等の充実は、すべての行刑施設に広がった³²。

提言の打ち出した方向性には、確かに明確でないところが残るものの、日本型行刑を変革するための少なくとも契機は含まれていたと評価できるように思われる。

(4) 監獄法の改正

そして2005年には監獄法が全面改正された。新法は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」(30条)として受刑者処遇の原則規定を置いた。個別的処遇を行うこと、その際に受刑者の自発性を重んじることを規定したものと解される。

いくつか具体例を挙げると、第一に、受刑者が

自費購入できる物品の範囲が拡大され、施設内での一定量の私物は自己管理できるようになった。第二に、宗教上の行為や図書閲読は原則として禁止制限できないとされた。第三に、社会復帰の見込みが高まるのに応じて、規律秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に関する制限が、順次緩和されることになった。身体検査や面会時の立会いの省略、外部交通としての電話の使用、施設外での処遇、外部通勤、外出外泊等が可能となる。第四に、外部交通については、外部交通を許可、禁止、制限するに当たっては「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない」(110条)との総則的規定が置かれ、具体的にも親族、弁護士等重要な用務の処理のために面会の必要な者、受刑者の改善更生に資すると認められる者との面会を原則として許し(権利的面会と称される)、友人との面会も許される場合が認められ(裁量的面会と称される)、信書の発受については犯罪性のある者等との間以外では基本的に認めることとされ、面会時の立会いや信書の検査が省略できるとする規定も置かれた³³。電話による通信を許す規定もできた。第五に、不服申立ての権利性が拡充された。これらの規定は総じて受刑者の権利及び自由の範囲を拡大するものであり、一部は刑務官の負担軽減をも狙ったものとなっている。

さらに、「受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする」(103条1項)との規定が置かれるとともに、薬物依存者や性犯罪者等に対する特別な処遇プログラムが行われることとなった。薬物依存離脱指導は、民間自助グループの協力を得て行われるものであり、性犯罪者再犯防止指導はカナダで再犯防止に実績を挙げたプログラムを参考にして作られたもので、認知行動療法を

用いている。日本の行刑で、初めて本格的な処遇プログラムの実施が規定されたといってよい。この改善指導は、作業、教科指導とあわせ、「正当な理由なく」それを拒まないことが遵守事項とされ(74条2項9号)、従わない場合は懲罰の対象となることによって受刑者に義務付けられた³⁴。また新法下の訓令で、分類処遇の考え方も一新され、まず必要な矯正処遇の種類と内容を定め、次に性別、年齢、刑期等を当てはめ、最後に犯罪傾向の進捗を見るということになった。個々の受刑者のニーズに即した処遇を行うことが意識されている。これらの規定から、新法は個別の被収容者の問題性に応じた処遇に重点を置くことを意識しているといえる。

(5) 新法の運用状況の評価

こうして、法改正を伴わずに行われた改革や、新法で導入された制度を見てみると、担当制を支えていた重要な要素である、規律が緩和されるとともに、被収容者の権利や自由が拡大しており、担当行刑を実施する基盤が弱くなっていることが分かる。また、刑務作業以外の処遇プログラムに力が入られ、工場担当以外の専門職員が処遇の中核に関わるようになった。その担い手の一部は、行刑施設を処遇共助として訪れる近隣の少年院や少年鑑別所に勤務する心理技官や法務教官である³⁵。また民間のカウンセラーも導入されつつある。これらは、担当に集中していた権限が分散されたことを示しているように見える³⁶。さらに、恣意的な処遇を防止するために、工場担当に対しても頻繁に配置換えが行われるようになっていともされる³⁷。日本型行刑は変容を遂げつつあると評価できそうである。

他方で、今回の法改正によって、日本型行刑の特性が大きく揺らぐとは思えず、またそうあつてはならないとの見解も表明されている。坂井一郎は、日本型行刑の最大の特質である平等原則を破るこ

とになるとして、受刑者の特性に応じた個別処遇をやり過ぎることを戒め、規律維持に関して集団を効率的に管理しようとするれば多少軍隊方式の色彩を帯びてくることは避けられないかもしれないとする。また、行刑職員を看守と処遇専門家の二重構造にして保安と処遇を分離してはならず、作業軽減のために安易に免業日を増やしたりするべきでないなどと主張している³⁸。

確かに一連の行刑改革が日本型行刑を完全に否定したと評価することはできない。規律の緩和は運用上行われているに過ぎず、法律上は、依然として施設職員が受刑者に行う生活及び行動についての指示に従わないことが懲罰対象となっている(74条3項、150条1項)。行刑改革会議提言が求めた担当職員の複数配置も、現状の職員定員のもとでは実現は極めて困難とされる³⁹。受刑者の自由の拡大のための諸方策の運用も裁量に委ねられている部分が多い。例えば、外部交通における無立会いの面会や信書の検査省略に関して、親族の名を語っての来信、権利的面会でも暴力団組織や不良交遊者の動静や伝言を伝える内容が多いなどの理由から、なかなか踏み切れないとされたり、重要用務者又は出所後の雇用主ということで権利的に面会を許すと、暴力団関係者が出所後も面倒を見ることを巧妙に話しているのではないかとの疑いを抱く内容のものが散見されるとし、不適切な外部交通を遮断する必要性が強調されたりする⁴⁰。

処遇プログラムに力を入れるようになったといっても、刑務作業に代えて行われるわけではなく、依然として多くの時間は作業に割かれている。改善指導にしても、多くの受刑者が受けている一般改善指導はビデオを視聴する等にとどまり、見方によっては、単に作業をしない休養日が増えただけだと評価できなくもない。本格的な展開が期待される特別改善指導については、それが必要と判定された受刑者のうちで実際に指導を受けたものは一部にと

どまっている。指導に従事する法務教官や心理技官の配置数は圧倒的に少ない⁴¹。外部通勤や外出・外泊の例も少ない⁴²。

なお新法が処遇を義務付けたことの是非については後述のように評価が分かれているが、実際には、その気のない者に形式的に改善指導を施してもやる意味はなく、やはり指導前の十分な動機付けがとても大切であるとされ、受講拒否者にも面接等により対応しているようである⁴³。

このような消極的な運用は、新法施行から間がなく、また過剰収容状況が依然として続いているために行われているに過ぎず、今後徐々に拡大していくのかもしれない。しかし、そうではなく日本型行刑の体制を維持するためにこのような状況になっている可能性もある。さらに、施設の増設や新設の効果もあり収容率の増加により歯止めがかかりつつあるにもかかわらず、不服申立て件数、保安事故件数、懲罰受罰人員数が増加し続けている現状にある⁴⁴。これが、所内秩序の乱れを意味するとして、日本型行刑を復興させるために、今後再び規律が強められる可能性もある。

3 これからの処遇のあり方と日本型行刑の帰趨

(1) 新しい日本型行刑の構築の是非

日本の行刑は処遇を放棄しないことを誇りとしてきたが、その内実は担当と情緒的な信頼関係を形成することを基軸として精神的感化を図るという意味の処遇であった。しかし現在は過剰収容状況のためこの日本型行刑を行うことが困難になっている。ここで見逃してはならないのは、過剰収容だけが日本型行刑の障害になっているわけではないということである。日本型行刑を支えていた、工場担当の担い手たる経験豊富で超過勤務にも不平を言わない職員、従順で等質的な被収容者はもはや過

去のものとなりつつある。しかも、新法の下では、たとえどんなに犯罪性が高いと判断されようとも親族との面会など制限できないものもあり、外部からの影響を遮断することには限界がある。改善指導等の強化にも担当の権限を弱める側面がある。

そこで考えられる対応策の一つは、これらの障害を克服できる程度に極度に規律を強めることである。釈放直前の受刑者に対するアンケートの結果によれば、守るのが辛かった規則があったかという質問に、8割がなかったと回答しており、懲罰や規律を緩やかにすると好き勝手をする者が多くなるとの回答が8割、弱い者いじめがでるとの回答が5割という結果であったとされる⁴⁵。規律の緩和は受刑者自身のニーズには即していなかったとも評価できそうである。規律強化により、受刑者を施設に従属させることができれば、その環境を利用して改善指導等を受講させることもできるだろう。担当の権限の中に改善指導等を強制的に受講させることを組み込むことで、新しい日本型行刑を構築するのである⁴⁶。担当制の基盤が弱まった結果、従来よりも情緒的信頼関係の形成が難しくなり、現場の職員の中には無力感や不満が広がっているのではないかと推測される⁴⁷。新しい日本型行刑の構築は、職員のやりがいを取り戻すという意味も有している。

しかしながら、このような対応策には問題があると考えられる。第一に、「自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起」を図るとして、社会復帰に向けた自発的な取組みを重視する新法の処遇原則と相反する。

第二に、処遇を懲罰の威嚇をもって強制することについては強い異論がある。法務省担当者自身、受講の意欲を持たせるよう働き掛け、受講を拒んだ場合も直ちに懲罰を科すのではなく、根気強い働き掛けが必要であるとして、強制に謙抑的な姿勢を示し⁴⁸、さらに進んで、閉居罰を受けることにならば指導を受けずに済み本人の思いどおり

になってしまうため懲罰はあまり効果がないとの見解⁴⁹、自由刑の純化を目指す立場から指導は任意でなければならないとの見解がある⁵⁰。また、処遇強制は自発性の尊重原則に反し、また憲法上の「意に反する苦役」(18条)、「公務員による拷問」(36条)、「適正な法律によらない自由の制約」(31条)に該当するので、その拒否には「正当な理由」があり懲罰対象とはならないという意見も見られる⁵¹。

これに対して、刑罰の特別予防目的を考えれば刑罰内容とされる刑務作業以外の改善指導等を義務づけることも可能との見解もある⁵²。この立場は、再犯防止目的のために処遇を強制してよいと考えているものと思われるが、そうであれば改善指導等が再犯防止に資することが示されていることが前提になる⁵³。しかし、改善指導が受刑者の再犯防止にどの程度効果があるかの検証は、今後の課題にとどまっている⁵⁴。最も科学的な性犯罪者再犯防止プログラムにしても、日本で導入されたものが日本の対象者の再犯防止にどの程度効果があるかは未だ不明と言わざるを得ないであろう。しかも、新たに導入された認知行動療法とは、被収容者の主体的な参加動機を前提条件とするものであり⁵⁵、強制にはなじまない。政策論として考えても、改善指導等を強制するということは、刑事施設が再犯防止の全責任を負うというおよそ実現不可能な課題を背負うこととなりかねず、好ましくない。

さらにそもそも、受刑者に対して、同程度の再犯リスクを有する一般人には賦科されない強制を特別に賦課することの正当性は、未だ理論的に解明されていない。最近では、受刑者は本人も自覚しないハンディキャップを有するが故に犯罪に至った存在であり、主体的に社会復帰を遂げる「潜在能力」に欠けるという理由で、処遇強制を正当化する立場も見られる⁵⁶。確かに、受刑者の多くは犯罪を犯すに至る負因を抱えた存在であろう。しかしそのことはハンディキャップを有しない人に比べてより

手厚い援助を提供することを義務付ける根拠にはなっても、パターンナリスティックな処遇強制を正当化するわけではない。それはホームレスの人にあまり居心地の良くない住居に与えそこに住むことを強制したり、仕事をせず貧困になった人を強制的に労働させるのと同様であろう。人間の弱さを冷静に見つつ、なお尊厳を持って扱うというのが現代の人権論なのである⁵⁷。

(2) 処遇の担い手の多様化を通じた主体的な社会復帰行刑という方向性

処遇強制を付加しパターンナリスティックな日本型行刑を強化する道に進むべきではないとすると、残るのは、日本型行刑と決別して、新しい処遇理念を構築する道である。新しい処遇理念においては、受刑者の主体的な社会復帰への意欲を促進することに重点が置かれるべきであろう。改善指導に関する明文規定の創設も、国に、個別的ニーズに応じて受刑者に粘り強く働きかけることを通し、本人に自らが抱える問題を克服する必要性を感じさせ、プログラムを活用させる契機を提供する責務が存在することが、法律上宣言されたことに意義を見出すべきである。処遇は社会的援助と捉え直されることになり、この方向性はヨーロッパ刑事施設規則に見られる国際人権法の発展とも合致するものである⁵⁸。施設内での生活もできる限り自律的なものとされなければならない、外部交通の制限は最小限とし、規律の維持は安全かつ平穏な共同生活の維持として捉え直されることになる⁵⁹。

これに対して、真っ当な人間になりたいのに、昔の仲間が面会に来てしまい会うことを断れない、無駄な友人や知人との面会が増えたおかげで面会時間が短くなってしまって迷惑であるなどの苦情があるとされるように⁶⁰、受刑者自身のニーズに合致していないのではないかと反論があり得よう。しかしながら、新法が、刑務官の目から見て、規律秩

序を害し、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがいかに高かろうとも、親族との面会を制限できないとしたのは、滅菌状態での改善更生を否定し、受刑者にとってかけがえのない人間的つながりを維持・促進することが「適正な」外部交通であると考えたと見るべきではないか。確かに、「不適正な」面会を断れない受刑者もいるだろう。しかし社会内にはそのような人間関係も溢れているのであり、受刑中から望まない面会は自ら断る勇氣を持てるよう働きかけることこそが重要だと思われる。規律秩序の維持に関しても、たとえ前述のように受刑者の側に厳しい規律への不満がなかったとしても、そのことは従属的な姿勢を身につけていることの証左として捉えるべきである。それでは社会復帰は難しいし、再び刑務所へ戻ることの抵抗感を減らしてしまうおそれもある。受刑者が、自ら所内規則の合理性を検証し、不合理な規則の見直しの要求ができるような体制を作ることが求められる⁶¹。このような自主的自発的な社会復帰こそが新法の予定していることではないだろうか⁶²。

さらに、自主的自発的といっても自分一人の力だけで社会復帰を成し遂げるのは困難で、支えとなる人間関係が存在することが不可欠である。ところが、受刑者とは、施設に入所する前に孤立無援であったり、信頼を媒介とした人間関係を築けなかったことが多い存在である。また、知的障害などのハンディキャップを持った受刑者が多数存在していることも、最近明らかになっている。社会が犯罪を生み出している側面があるという現実を直視し、その反面として受刑者とは犯罪に陥りやすい負因を抱えた存在であると捉えるのであれば、その実質的な社会復帰のために、国は、受刑者に支えとなる人間関係を築くための準備を行わせたり、あるいは人間関係の構築そのものを促進したりするための社会的援助を提供すべきことになる。具体的に、更生保護や社会福祉とのつながりを施設入所時から

持てるようにする必要がある⁶³。また、施設近隣の住民が施設内での処遇に参加するという注目すべき取り組みも始まっており⁶⁴、それをさらに充実させる必要がある。地域住民との間で、強制とは無縁の形で的人間的なふれあいを経験することは社会復帰に有用であろう。個々の受刑者の多様なニーズを踏まえ、それに即した形での社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）が行われなければならない⁶⁵。新法90条も「社会との連携」として、「刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする」との規定を置き、このことを確認している。

処遇の担い手を多様に確保して行刑の社会化を推し進めることは、改善指導等の処遇プログラムの充実といかなる関係にあるのだろうか。ここで注目されるのは、「社会との連携」に関する新法の規定が作業や改善指導等と共に「第10節 矯正処遇の実施等」に編別されていることである。受刑者は一般に犯罪の誘惑に弱い存在であり、また出所後は前科者に対する白眼視という社会の厳しい現実に立ち向かうことが必要となる。処遇プログラムで必要な知識や技術を身につけたり認知を修正したりすることができたとしても、それだけでは犯罪との関係を断ち切るのに十分ではないだろう。社会との連携を促進することは、それ自体として社会復帰を促進するが、そのことを通じて受刑者の社会復帰の意欲を涵養し、作業や改善指導等の処遇プログラムへ参加する必要性を感じさせることも期待される。逆に処遇プログラムへの参加を通じて、社会とのつながりを維持・促進する必要性を感じることもあるだろう。すなわち、処遇プログラムと行刑の社会化は社会復帰に向けた車の両輪ということになる。これらを有機的に組み合わせる中で社会復帰に資する新しい処遇概念を確立させていかなければならないと思われる。

(3) 担当制のゆくえ

最後に、このような構想の下で担当制をどう評価すべきかを検討したい。担当制を批判する論者は、それに代えて多様な専門家を含むチーム制を採用することを提言してきた⁶⁶。これに対して、浜井浩一は、工場担当が配役された受刑者の面倒を見ることを自分の責務と考え、受刑者と継続的に個人的な関わりをもつのはとても重要であり、チーム制をとると、たとえ受刑者の名前を覚えても、多対多の関係で一对一の関係にはならない、各専門家は処遇のパーツパーツで関わるだけで、カルテである身分帳だけが、各担当者の間を移動し、受刑者を一貫してフォローしているのはコンピュータだけとなると批判している⁶⁷。

しかしこの対立にはすれ違いがあるように思われる。というのも、チーム制支持者も批判者も同じく少年院の処遇体制に好意的に言及しているからである。日本の少年院では、寮において個別担任制とチーム処遇が併用されている。5、6名の集団寮担任がその寮に編入されてくる少年を順次分担する体制であり、チーム処遇に立脚して初めて、個別担任制は有効かつ円滑に機能するとされている。個別担任制のみで、個別担任に他の教官が少年指導について口を差し挟めない雰囲気が蔓延したり、同時期の在院者間で処遇や成績評価に著しい差異が生じてしまえば、むしろ弊害の方が大きいとされる。個別担任の教官相互で、少年指導について自由に意見交換できる場と雰囲気を確保することが重要で、寮担任による打合せや成績評定等を適正に運用する必要がある、というのである⁶⁸。

ここで指摘されている弊害は、まさに刑務所の工場担当制に当てはまるものである。担当制は一人の職員が処遇ユニットに対し第一次的に全責任を負うことに問題の根源があり、少年院同様、集団での処遇体制をとる必要がある。他方で、受刑者の

社会復帰の意欲を促進するためには、浜井が指摘するように、職員が個人として受刑者と関係性を構築し、身近なことについて気軽に相談に乗れる体制を保障することの重要性も否定されない。恒常的に受刑者と接する存在はやはり必要であり、専門家による断続的なカウンセリングで置き換えることはできないであろう。そのためにも、刑務官が警備や監視の業務だけを担い、処遇は専門家に任せるという体制を採るべきではない。結局、少年院に類似する個別担当制とチーム処遇の併用方式を採用し、刑務官と様々な社会資源が共に処遇の担い手となる体制が望ましいのではないと思われる⁶⁹。行刑改革会議が提言する複数担当制は、そのための第一歩であると言えるが、重要なのは個別担当に対して、他のチームメンバーが忌憚のない意見を言える体制を作ることである。階級組織である刑務所では、自由な雰囲気欠けているようであるが⁷⁰、それを変える必要がある⁷¹。逆に個別担当は、自らが行動科学の専門家でない場合にも、専門家であるチームメンバーの言うことを理解し、対等に議論できるように研鑽を積む必要もある。また、個別に担当する受刑者の数を減らすために、刑務官を増員することが必要であろう。組織を公式に改変して、予算措置を求める必要がある。そして、刑務官が本来の意味での社会復帰に向けた処遇の担い手になるために、専門性を身につける必要もあると思われる。それは受刑者との信頼関係の構築にも寄与するし、刑務官に新たなやりがいを見い出させることにも資するであろう。

おわりに

以上、本稿では伝統的な日本型行刑理念の変遷をたどりながら、今後の方向性を展望してみた。日本型行刑の下での、工場担当による精神的な感化という意味での処遇概念は放棄され、社会復帰に

向けた有効な処遇に改められる必要がある。新法で本格的に導入されるようになった科学的専門的処遇は、受刑者を従属的にさせておいて強制的に行うのではなく、主体的に社会復帰に向けて努める受刑者にとって社会との繋がりを維持・強化することと並ぶ支援的措置として捉えられるべきであろう。担当制は大人数の受刑者を効率的に管理するための道具から、受刑者の個別的ニーズを満たすチーム制処遇と精神的な安定を保障するための個別担当制を併用したものへと変わる必要がある。日本の受刑者処遇の発展に期待したい。

[付記]

本稿は、一橋大学大学院法学研究科「アジア研究教育拠点事業・東アジアにおける法の継受と創造」の研究成果の一部であり、2008年11月29、30日に中国人民大学(北京)にて開催された、The Second International Forum on Criminal Policy, "Contemporary Criminal Policy and Reform of Criminal Penalty" における筆者の報告原稿に最小限の補正を施したものである。当日は中国人民大学刑事法律科学センターの皆様大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

[注]

- 1 監獄法の受刑者に関する部分は2005年に全面改正され「刑事施設及び受刑者の処遇等の法律」(受刑者処遇法)という名称の新法となり、2006年から施行された。残された未決拘禁者及び死刑確定者等に関する規定も2006年に改正されると共に、新法に統合され、2007年に施行された。新法の名称は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(被収容者処遇法)と改められた。被収容者処遇法の受刑者処遇に関する部分は、受刑者処遇法の規定とほぼ同一である。
- 2 情願とは、旧監獄法に規定されていた、被収容者の法務大臣または巡閲官に対する不服申立て方法である。その法的性質は請願の一種と解され、裁決は法律上義務付けられていないという問題が

あった。被収容者処遇法では、裁決を法的に義務づけた制度が導入されている。

- 3 長谷川永「なぜ監獄暴動が起らないか」刑政77巻10号(1966年)28頁以下。
- 4 来栖宗孝「日本行刑の特質——日本の刑務所には何故暴動が起きないか」刑政88巻5号(1977年)12頁以下。
- 5 工場担当制といっても、典型的な生産工場における職員と被収容者の関係に限らず、構内清掃班や舍房担当も実務上は工場担当と呼び習わされており、被収容者のユニット継続的に指導監督する保安職員のことを指している。赤塚康「処遇の多様化と矯正の任務」刑政100巻1号(1989年)131頁。
- 6 このユニットにおいて、作業の遂行ばかりでなく、レクリエーション活動や娯楽、食事、入浴、物品の給与消費にいたるまでが行われる。大芝靖郎「塀の中の日本——行刑の体制と風土」犯罪と非行18号(1973年)119頁。
- 7 より具体的に、担当は、収容者が違法若しくは反規律的行動をとらないよう監視統制を行う他、作業工程の編成、原材料の搬出入および配分、安全管理、技術上の指導、作業に関する帳簿や伝票などの事務の処理等の作業実行についてのほとんど一切の仕事、収容者個々の性格や身上関係の変動把握、健康状態への注意、収容者の相談に対する助言指導、作業の勤怠や行状の良否など行刑成績の評価、さらに収容者に対する日用品の給与、収容者からの各種の願出の処理も行う。大芝・前掲注(6)119頁。
- 8 赤塚康「工場担当制論——その日本的処遇を吟味する」刑政98巻12号(1987年)14頁以下。
- 9 松村猛「遵守事項についての若干の考察」刑政103巻10号(1992年)20頁以下。
- 10 赤池一将・楠本孝「矯正という名のもとに」刑事立法研究会(編)『入門・監獄改革』(日本評論社、1996年)96頁。
- 11 富山聡「行刑施設における規律及び秩序の維持について」刑政116巻1号(2005年)25頁。
- 12 例えば、軍隊式行進は、足並みが揃わず前の人のかかとを踏みつけたり、手の振りが揃わず前後の人の手とぶつかったりして、トラブルが発生す

- るおそれを防止するために行われていたとされる。
米谷和春「新法施行一年余を経て考えること」刑政118巻12号(2007年)27頁。
- 13 旧監獄法施行規則139条は「接見の立会及び信書の検閲の際処遇上其参考と為る可き事項を発見したときは其の要旨を本人の身分帳簿に記載す可し」(原文カナ)と規定していた。
- 14 土井政和『『国際化』の中の『日本型行刑』』刑法雑誌37巻1号(1997年)33頁。
- 15 福田雅晴「矯正職員」『矯正協会百周年記念論文集第2巻』(矯正協会, 1988年)687頁以下。
- 16 室井誠一「行刑施設における専門官制の導入について」刑政104巻8号(1993年)62頁以下。
- 17 川原富良「分類処遇と段階処遇」『日本行刑の展開』(一粒社, 1993年)81頁以下参照。
- 18 杉田博「矯正教育技法」森下忠ほか(編)『日本行刑の展開』(一粒社, 1993年)152頁以下参照。
- 19 国会に3度提出されたものの遂に成立しなかった、監獄法改正のための刑事施設法案では、82条において、「受刑者が健康な心身を培い、並びに社会生活に適応するのに必要な知識を習得し、及び生活態度を養うことができるようにするための生活指導として、体育、相談助言その他の必要な指導及び訓練を行う」(下線は筆者)と規定していた。
- 20 長谷川永「処遇類型別指導に期待する」矯正講座23号(2002年)1頁以下。
- 21 大芝・前掲注(6)120頁以下。
- 22 大芝・前掲注(6)135頁。
- 23 赤塚康「行刑施設の運営について——きめの細かな処遇は生き残るか」犯罪と非行69号(1986年)50頁以下。
- 24 赤塚・前掲注(23)53頁。
- 25 懲罰事犯が発生すると、懲罰手続を処理するための事務負担の増加、反則調査や懲罰執行のために収容する単独室の不足という事態を招く。櫛引唯一郎「刑事施設における職員傷害事案の現状とその対策について」刑政117巻9号(2006年)28頁。
- 26 さらに近時においては、仮釈放率の低下傾向が見られるようになっている。
- 27 本事件に関する筆者の分析として、本庄武「名古屋刑務所事件」法学セミナー582号(2003年)34頁。
- 28 行刑運営に関する調査検討委員会『行刑運営の実情に関する中間報告(名古屋刑務所事件の原因と行刑運営の問題点について)』(2003年)。
- 29 土井政和「行刑改革会議提言の意義」刑事立法研究会(編)『刑務所改革のゆくえ』(現代人文社, 2005年)6頁参照。
- 30 感覚的なものであるが、施設参観の際、以前感じられたようなびりびりした雰囲気はなくなり、比較的のんびりしたムードが漂っていることが多くなったように感じられる。
- 31 佐々木久男「府中刑務所における行刑改革への取組」刑政116巻4号(2005年)28頁以下。
- 32 富山聡「行刑改革の進展——法改正を待たずに実施した改革について」法律のひろば58巻8号(2005年)35頁。なお新法では、作業を行わない日を定めることが明文で規定された。
- 33 注(13)で言及した、面会及び信書の内容の身分帳簿への記録については新法下の通達でも予定されており、面会に立ち会った場合は必要的に面談の要旨を記録するとされているが、面会立会いを省略した場合は、それに代えて録音録画を実施した場合も含め、受刑者本人または面会者から内容を聴取し面談の要旨を記載することは「特に必要があるとき」のみに予定され、信書の要旨の記録も「必要に応じて」行うにとどめられている。
- 34 監獄法の下では、処遇に関する規定を欠いていたため、刑法上義務付けられる刑務作業以外の処遇を受けることを強制することはできないと考えられていた。
- 35 西山真一ほか「刑事施設における少年施設からの処遇共助」刑政118巻9号(2007年)34頁以下。
- 36 木村重和「刑務所の性犯罪教育に関する諸問題について」矯正講座28号(2007年)14頁は、認知行動療法の専門家が受刑者の処遇の中核になることは、従来の担当制との関係ではその担当の一元的管理制度が否定され、刑務所の担当者制度自体の変化に繋がるのではないかと予想する。
- 37 浜井浩一『刑務所の風景』(日本評論社, 2006年)209頁。
- 38 坂井一郎「日本型行刑の特質と今後の方向性について」刑政117巻12号(2005年)22頁以下。

- 39 大口康郎「行刑改革会議提言の推進状況と今後の課題」刑政119巻10号(2008年)59頁。ただし、PFI手法を活用した官民協働運営方式の美称社会復帰促進センター(2007年開所)では、横並びの二つの訓練室(工場)を基本的に3人の職員で戒護し、随時企画部門を含めた情報交換・検討会などを行うチーム担当制が導入されており、注目される。大峯隆義「美称社会復帰促進センターの現状と課題」刑政119巻10号(2008年)39頁。
- 40 富山聡「刑事収容施設法運用上の課題」刑政118巻9号(2007年)23頁。
- 41 富山聡「改善指導の現状と課題」法律時報80巻9号(2008年)20頁参照。
- 42 磯田捨二「開放的施設における外部通勤作業と外出の現状と課題」犯罪と非行155号70頁以下。
- 43 島田孝「松本少年刑務所における特別改善指導等について」刑政118巻7号(2007年)57頁、三木武「高松刑務所における特別改善指導、教科指導の取組み」刑政118巻8号(2007年)32頁。
- 44 ただし、不服申立てに関しては新法下で申立てが容易になった影響もあるだろう。
- 45 米谷・前掲注(12)29頁。
- 46 日本では、欧米と異なり、処遇懐疑論の洗礼を受けた後に実証的に有効性が確認された処遇プログラムを導入するという経過をたどらず、理念的にはパターンリスティックな処遇論を一貫して保持していたため、このような選択肢が採られる可能性がある。
- 47 富山・前掲注(11)20頁は、論文の冒頭で、規律及び秩序の在り方の見直しに対する現場職員の疑問に答えるための論文であると述べている。
- 48 名執雅子「新法における改善指導について(その2)」刑政117巻2号(2006年)86頁。
- 49 鴨下守孝「行刑法改正の経緯と問題点(その2)」矯正講座27号(2006年)10頁。
- 50 土井政和「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一(編)『刑務所改革』(日本評論社、2007年)81頁。
- 51 石塚伸一「戦後監獄法改正史と被収容者処遇法」法律時報80巻9号(2008年)56頁。なお、憲法18条は「犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と規定するが、「処罰の場合」とは「処罰される機会」という意味ではなく、「処罰として科される場合」という意味であろうから、受刑者であればいかなる苦役でも課してよいという趣旨ではなかろう。
- 52 川出敏裕「監獄法改正の意義と今後の課題」ジュリスト1298号(2005年)28頁、太田達也「刑事施設・受刑者処遇法下における矯正の課題」犯罪と非行146号(2005年)7頁。
- 53 古田修一「行刑施設における社会復帰理念の具体化」刑政109巻7号(1998年)18頁。
- 54 富山・前掲注(41)20頁。
- 55 木村・前掲注(36)9頁。
- 56 後藤弘子「福祉施設としての刑務所」法律時報80巻9号(2008年)70頁。
- 57 大芝・前掲注(6)132頁は、「欠陥ある人格であっても、やはり人間として尊重されねばならない、そして、その欠陥については冷静かつ合理的な態度で臨まねばならない」というのが合理的な態度であるとする。
- 58 土井・前掲注(50)70頁。
- 59 葛野尋之「受刑者の法的地位とその権利保障」刑法雑誌46巻3号(2008年)408頁以下。
- 60 明石雅己「新法施行後の取組状況について—熊本刑務所—」刑政118巻5号(2007年)64頁。
- 61 赤池・楠本・前掲注(10)100頁。もちろん最終的に規則を制定する権限は施設長にあることが前提である。
- 62 本庄武「新法の理念と受刑者の法的地位」法律時報80巻6号(2008年)66頁。
- 63 刑事施設内への社会福祉士の配置や都道府県毎の地域定着支援センターの設置など、受刑者を福祉につなぐための制度的枠組みは急速に整いつつある。問題は、制度をどのように実効化するかである。
- 64 具体的に、2008年10月に開所した、島根あさひ社会復帰促進センターの周辺には、受刑者の改善更生に役立ちたいという地域住民がおり、施設内でのハウス栽培や施設外での農作業・森林管理において地元の営農者から指導を受けたり、刑務作業としての地元の伝統工芸品制作において地元の

福祉会や事業者の協力が得られるなど、多様な形で地域とのつながりをもった処遇が展開されようとしており、注目に値する。森田裕一郎「島根あさひ社会復帰促進センターにおける新たな取組」刑政119巻10号(2008年)26頁以下。また、先行して2007年4月に開所した美祢社会復帰促進センターでも、地元ボランティアの処遇参加が実践されている。同センターの取組については、『社会復帰シンポジウム報告書』(2009年)[http://www.mine-center.co.jp/symposium/99_symposiumreport.pdf]参照。

- 65 近年力を入れられている出所者のための就労支援事業も、単なる就労先の確保ではなく、安定的な人間関係の構築を図れる職場の開拓を目指して行われるべきである。
- 66 新倉修「もうひとりの主役」刑事立法研究会(編)『入門・監獄改革』(日本評論社、1996年)81頁。
- 67 浜井浩一「矯正に期待する——行刑改革に思うこと」刑政116巻7号(2005年)44頁。
- 68 木村敦「少年院における個別担任制の意義と課題」刑政116巻5号(2005年)93頁。
- 69 この関係で、既に少年受刑者については、少年院のシステムに倣った個別担任制が採用されていることが注目される。通達によれば、個別担任は当該少年受刑者の処遇にかかわる他の職員との密接な連携を図りつつ、個別面接や日記指導等の個別指導を継続的に実施することとされている。また、個別担任には、工場担当者、工場の監督を行う主任矯正処遇官、教育担当職員、分類担当職員等の中から、1名又は複数名の職員が指定されることがとされているが、川越少年刑務所では心理技官又は教官といった工場担当以外の専門職員が個別担任になっているとのことである。宮川義博「少年刑務所における処遇の実情」家庭裁判月報57巻4号(2005年)29頁参照。また、注(39)で言及した、美祢社会復帰促進センターでは、チーム担当と共にこれをサポートする形で、作業・職業訓練担当職員、分類・教育担当職員を配置し、一体となって処遇する「チーム処遇制」を採用し、さらには企画担当職員の関与により処遇情報を一元管理・共有する、複数の担当職員がそれぞれ担当する業務実

施時の保安・警備も担当するというような極めて注目すべき取組みがなされており、今後目指すべき方向性を指し示すモデルとなる可能性がある。中島学「美祢社会復帰促進センター運営の現状と課題」刑法雑誌48巻3号(2009年)458頁参照。

- 70 浜井・前掲注(37)238頁。
- 71 現行法上、刑務官に認められていない団結権・団体交渉権を認めることは、その一助となるだろう。

(ほんじょう・たけし)